

証券コード 8281
平成29年6月8日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代表取締役社長 諸 橋 友 良

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

【お知らせ】

1. インターネットによる開示について

提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.xebio.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

2. 本株主総会の結果の開示について

本株主総会の結果は、当社ウェブサイト (<http://www.xebio.co.jp/>) に掲載させていただく予定です。

3. 議決権行使書について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

4. 株主総会招集ご通知の英語訳について

以下は、本株主総会招集ご通知の英語訳が当社ウェブサイトに掲載されている旨を英文でお知らせするものです。

Notice: This is a convocation notice for the XEBIO Holdings CO., LTD. Shareholder's Meeting on June 29, 2017. An English translation of this document is placed on the company's web-site (english.xebio.co.jp).

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、平成29年4月18日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭

配当総額は、782,030,393円となります。

(これにより、年間配当金は、平成28年12月12日に実施した中間配当金17円50銭と合わせ1株につき35円となります。)

2.剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月9日(金曜日)

以上

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、小売業に大きな影響力を持つ個人消費は、根強い節約志向と消費の多様化の中、依然として厳しい環境が続いております。

スポーツ用品販売業界におきましては、夏季リオ五輪での日本選手の活躍やTOKYO2020に向けての新たな競技種目の追加や復活といった追い風や、バスケットボール「B.LEAGUE」の立上げ、及びライフスタイルに定着した健康志向などを背景に、スポーツへの関心は高まりつつあります。

このような状況下、当社グループはお客様の多様なニーズに対応するべく、店舗における専門性の高い接客と商品管理に注力いたしました。

国内小売事業では、不安定な気候変動がある中においても、スポーツアパレルや堅調なフィットネスやランニング需要を捉えたことで、前期好調であったゴルフクラブの反動やウィンター商品の実需低迷などの影響をカバーし、増収を確保いたしました。収益面では、新商品の早期立上げや単品管理の徹底などによる荒利益率の改善が進んだことから、労務管理の適正化に取組んだことに伴い人件費等の販管費は増加したものの、連結営業利益率は増加いたしました。

新規出店につきましては、首都圏や西日本エリアを中心に行い、国内ではスーパースポーツゼビオ5店舗を含む41店舗を出店し、閉店は20店舗で実施いたしました。また、店舗改装を70店舗で、グループシナジーの更なる発揮を目的とした運営会社変更及び業態変更を16店舗で実施いたしました。

組織運営については、グループ組織のセグメント化を推進する中、ガバナンスが効いたより効率的な運営を実現するため、グループ内企業の統廃合を進めてまいりました。

これらにより、当連結会計期間末におけるグループの総店舗数は、743店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて4,438坪増加して193,193坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,233億53百万円（前期比0.9%増）、営業利益74億28百万円（前期比20.4%増）、経常利益74億99百万円（前期比17.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益29億91百万円（前期比41.1%増）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門	第 44 期		第45期 (当期)		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
ウ イ ン タ ー ス ポ ー ツ	百万円 14,315	% 6.5	百万円 13,431	% 6.0	% 93.8
ゴ ル フ	56,131	25.4	56,018	25.1	99.8
一 般 競 技 ス ポ ー ツ	81,529	36.7	83,218	37.3	102.1
ス ポ ー ツ ア パ レ ル	28,467	12.9	29,013	13.0	101.9
ア ウ ト ド ア ・ そ の 他	31,414	14.2	31,359	14.0	99.8
ス ポ ー ツ 用 品 ・ 用 具 計	211,858	95.7	213,042	95.4	100.6
フ ァ ッ シ ョ ン 衣 料 計	1,137	0.5	1,134	0.5	99.7
そ の 他 計	8,394	3.8	9,176	4.1	109.3
合 計	221,391	100.0	223,353	100.0	100.9

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンター用品・用具は、ファミリー層をターゲットにした取り組みを行いました。雪不足によるスキー場開場遅れの影響を受け、低調に推移いたしました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は、前期比6.2%の減少となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ用品・用具は、初めてゴルフを始める方に向けた商品提案やプロモーションを強化し、新規顧客の獲得を強化いたしました。昨年の大型ブランドのモデルチェンジの影響を大きく受けました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、前期比0.2%の減少となりました。

【一般競技スポーツ部門】

一般競技スポーツでは、新規客層獲得に注力した品揃え、キャンペーンの強化を引き続き実施し、堅調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ部門の売上高は、前期比2.1%の増加となりました。

【スポーツアパレル部門】

スポーツアパレルでは、季節やスポーツシーンに合った商品提案が奏功し、好調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前期比1.9%の増加となりました。

【アウトドア・その他部門】

トレッキング用品では、レジャー、タウンユース向け商品が堅調に推移いたしましたが、アウトドア・レジャー用品は、地域によっては天候不順の影響を受けたこともあり、低調に推移いたしました。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前期比0.2%の減少となりました。

(2) 対処すべき課題

政府の経済対策等の効果もあり、緩やかな景気回復が見込まれるものの、地政学的な要因に起因する、世界経済の先行き懸念といった、消費マインドの冷え込みも危惧され、予断を許さない状況でございます。スポーツ用品小売業界におきましても、TOKYO2020に向けた盛り上がりや、健康志向の高まりからパーソナルスポーツに取り組む動機が増加している一方で、少子高齢化、人口減による市場縮小も懸念され、楽観視できない状況でもあります。

このような状況下、当社グループは、国内スポーツ小売事業において、外部環境へ対応するためにこれまで取り組んできたことを引き続き推し進め、収益改善の流れを維持、加速してまいります。

ガバナンス面におきましても、納得性の高い人事制度の運用や従業員へのステートメント教育などで、グループカルチャーの醸成を図り、実効性が高いガバナンスの強化に努めてまいります。加えて、コーポレート機能でのビジネスプロセスの再構築や標準化推進によるコスト効率の最大化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,136百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（48店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成28年4月	S S Xうるま店 ヴィクトリアゴルフうるま店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフうるま店内）	平成28年4月	S S Xニトリモール枚方店 ヴィクトリアゴルフ ニトリモール枚方店 X'tyle Visionニトリモール枚方店
平成28年4月	ゼビオスポーツエクスプレス博多マリイ店	平成28年4月	ゴルフパートナー丸山ゴルフセンター店
平成28年4月	ゴルフパートナー大阪外環泉佐野店	平成28年4月	ゴルフパートナー鴻巣ジャンボゴルフセンター店
平成28年4月	ゴルフパートナー オールスタードライビングレンジ店（タイ）	平成28年4月	トランスビュー マリーナスクエア店（シンガポール）
平成28年5月	S S Xアクロスプラザ佐世保藤原町店 ヴィクトリアゴルフ アクロスプラザ佐世保藤原町店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ アクロスプラザ佐世保藤原町店内）	平成28年5月	ヴィクトリアゴルフ明治ゴルフセンター八千代店 ゴルフパートナー明治ゴルフセンター八千代店
平成28年5月	ゴルフパートナー筑後店	平成28年9月	ゴルフパートナー伊勢原店（伊勢原ゴルフセンター内）
平成28年9月	ゴルフパートナー東急あざみ野店	平成28年10月	S S Xららぽーと湘南平塚店 ヴィクトリアゴルフららぽーと湘南平塚店
平成28年10月	S S X南京太陽城店（中国）	平成28年10月	ゼビオスポーツエクスプレス アティ郡山店
平成28年10月	ネクサス横手店	平成28年10月	ゴルフパートナー佐野店
平成28年10月	ゴルフパートナー幕張店（ニューゴルフプラザ幕張内）	平成28年10月	ゴルフパートナー山口店
平成28年10月	トランスビュー ロイヤルペラックゴルフクラブ店（マレーシア）	平成28年11月	S S Xリバーウォーク北九州店 ヴィクトリアゴルフ リバーウォーク北九州店

時 期	店 名	時 期	店 名
平成28年11月	エルブレス ビバモールさいたま新都心店	平成28年12月	ヴィクトリア青山外苑前店
平成28年12月	ゴルフパートナー常総守谷店（ゴルフガーデン ザ・ロンド内）	平成28年12月	ゴルフパートナー タニヤプラザ店（タイ）
平成29年1月	ゴルフパートナー松阪店	平成29年1月	ゴルフパートナー ジャランレナン店（マレーシア）
平成29年1月	トランスビュー ダノーゴルフクラブ店（マレーシア）	平成29年2月	ゴルフパートナー八代インター練習場店
平成29年2月	ゴルフパートナー スーパーオートバックス京都西院店	平成29年2月	ゴルフパートナー新宿南口店
平成29年3月	ダブルイーグル銀座店	平成29年3月	ゴルフパートナー七里ヶ浜ゴルフ場店
平成29年3月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフかしわ沼南WOOWC I T Y店内）	平成29年3月	ゴルフパートナー名古屋こうのす練習場店
平成29年3月	ゴルフパートナー（ネクサス横手店内）	平成29年3月	ヴィクトリアゴルフ トーキョージャンボゴルフセンター店 ゴルフパートナー トーキョージャンボゴルフセンター店

（注）S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第45期 (当期)
	平成26年 3 月期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期	平成29年 3 月期
売 上 高 (百万円)	204,779	210,672	221,391	223,353
経 常 利 益 (百万円)	12,985	6,432	6,396	7,499
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,618	2,084	2,120	2,991
1 株当たり当期純利益 (円)	146.91	46.24	46.95	66.89
総 資 産 (百万円)	181,383	181,698	180,875	188,744
純 資 産 (百万円)	114,579	115,781	115,657	116,779
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,534.30	2,560.85	2,556.27	2,603.52

(注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゼビオ株式会社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ヴィクトリア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	30百万円	100.0% (100.0%)	マーケティングエージェント事業
ゼビオコーポレート株式会社	30百万円	100.0%	グループコーポレート業務受託事業
クロステックススポーツ株式会社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R & D業務事業

(注) 1. 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	106,353百万円

(6) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社33社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業及びWEBサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業)

スポーツ大型専門店及びゴルフ専門店事業を展開。また、カジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社 (子会社)	業態 スーパースポーツゼビオドーム スーパースポーツゼビオ ゼビオスポーツ ゼビオスポーツエクスプレス ヴィクトリアゴルフ(ゴルフ専門店)
株式会社ヴィクトリア (子会社)	業態 ヴィクトリア ヴィクトリアゴルフ(ゴルフ専門店) エルブレス(アウトドア専門店)
株式会社ゴルフパートナー (子会社)	業態 ゴルフパートナー フェスティバルゴルフ
株式会社ネクサス (子会社)	業態 タケダスポーツ ネクサス

(ファッション事業)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社(next P L C)と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッション展開を行っているX'tyle事業。

ゼビオ株式会社	業態 next(ネクスト) X'tyle(エクスタイル)
---------	---------------------------------

(その他)

ゼビオ株式会社	業態 X'tyle Vision(エクスタイル ヴィジョン) スポーツメガネ・サングラス専門店 Xiasis(ジアシス) スポーツドラッグ専門店
---------	---

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェンツ事業等。

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R & D業務事業等。

ゼビオコーポレート株式会社（子会社）

グループコーポレート業務受託事業等。

(7) 主要な事業所及び店舗（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

宇都宮^{ハット} ^{ハット} 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

店舗 397店舗

北海道	29店舗	青森県	8店舗	岩手県	5店舗	宮城県	18店舗
秋田県	6店舗	山形県	8店舗	福島県	26店舗	茨城県	11店舗
栃木県	9店舗	群馬県	2店舗	埼玉県	19店舗	千葉県	20店舗
東京都	9店舗	神奈川県	25店舗	新潟県	18店舗	富山県	4店舗
石川県	4店舗	福井県	2店舗	長野県	14店舗	岐阜県	2店舗
静岡県	5店舗	愛知県	19店舗	三重県	5店舗	滋賀県	2店舗
京都府	3店舗	大阪府	24店舗	兵庫県	11店舗	奈良県	3店舗
和歌山県	2店舗	島根県	4店舗	岡山県	3店舗	広島県	6店舗
山口県	4店舗	徳島県	3店舗	香川県	2店舗	愛媛県	5店舗
高知県	4店舗	福岡県	27店舗	佐賀県	2店舗	熊本県	6店舗
大分県	2店舗	長崎県	2店舗	宮崎県	5店舗	鹿児島県	2店舗
沖縄県	7店舗						

株式会社ヴィクトリア 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
店舗 82店舗

埼玉県 7店舗 千葉県 6店舗 東京都 56店舗 神奈川県 13店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
直営店舗 193店舗

北海道 3店舗 青森県 2店舗 岩手県 3店舗 秋田県 3店舗

山形県 2店舗 福島県 4店舗 茨城県 11店舗 栃木県 2店舗

群馬県 2店舗 埼玉県 12店舗 千葉県 19店舗 東京都 31店舗

神奈川県 16店舗 新潟県 3店舗 長野県 2店舗 岐阜県 1店舗

静岡県 3店舗 愛知県 7店舗 三重県 5店舗 京都府 1店舗

大阪府 16店舗 兵庫県 4店舗 奈良県 4店舗 岡山県 2店舗

広島県 4店舗 山口県 2店舗 徳島県 1店舗 香川県 2店舗

愛媛県 1店舗 福岡県 12店舗 佐賀県 1店舗 熊本県 4店舗

大分県 2店舗 長崎県 1店舗 宮崎県 1店舗 鹿児島県 2店舗

沖縄県 2店舗

株式会社ネクサス 岩手県盛岡市青山4丁目46番15号
店舗 28店舗

青森県 5店舗 岩手県 11店舗 宮城県 1店舗 秋田県 8店舗

山形県 3店舗

賽標(中国)体育用品 中華人民共和国
有限公司 L2049-2062 Global Harbor Shanghai Yuexing, No.3300 North
Zhongshan Road, Putuo, Shanghai,China

店舗 2店舗

賽標(成都)体育用品 中華人民共和国
有限公司 B1F,Shihao Square,No.998 Middle Part of Jiannan Road,Gaoxin
Qu,Chengdu,China

店舗 3店舗

株式会社ゼビオ코리아 大韓民国
Naeoe Bldg B1, #6 Euljiro2-ga, Jung-gu Seoul

店舗 4店舗

クロススポーツマーケティング 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
株式会社

クロステックスポーツ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオコーポレート株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番7号

(注) 株式会社ネクサスは、平成29年4月1日をもってスポーツ小売事業を株式会社ヴィクトリアに吸収分割のうえ、当社を存続会社とする吸収合併により平成29年5月1日消滅しております。

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比
2,510名	279名増

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,706名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
 (3) 株主数 12,622名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	18.5 [%]
公 益 財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.1
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,466	9.2
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	1,848,300	4.1
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1,763,800	3.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □ 9)	1,625,800	3.6
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,173,250	2.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	1,166,300	2.6
諸 橋 寛 子	900,897	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,223,572株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

① 保有する新株予約権の数

1,944個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 194,400株（新株予約権1個につき100株）

③ 当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額	個数	保有者数
			行使価額		
取締役 (社外取締 を除く)	平成22年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成22年9月23日～ 平成52年9月22日	1円	124個	2名
			1円		
	平成23年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成23年9月22日～ 平成53年9月21日	1円	115個	2名
			1円		
	第4回新株予約権	平成26年6月20日～ 平成31年6月19日	無償	210個	2名
			2,049円		
	平成24年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成24年9月20日～ 平成54年9月19日	1円	121個	2名
			1円		
	第5回新株予約権	平成27年6月1日～ 平成32年5月31日	無償	210個	2名
			2,246円		
	平成25年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成25年9月19日～ 平成55年9月18日	1円	94個	2名
			1円		
	第6回新株予約権	平成28年3月29日～ 平成33年3月28日	無償	210個	2名
			1,998円		
平成26年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成26年9月19日～ 平成56年9月18日	1円	121個	2名	
		1円			
第7回新株予約権	平成29年6月18日～ 平成34年6月17日	無償	210個	2名	
		2,424円			
平成27年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成27年9月17日～ 平成57年9月16日	1円	88個	2名	
		1円			
第8回新株予約権	平成30年3月29日～ 平成35年3月28日	無償	300個	2名	
		1,918円			
平成28年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成28年9月21日～ 平成58年9月20日	1円	141個	2名	
		1円			

(注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 「平成22年9月発行新株予約権」「平成23年9月発行新株予約権」「平成24年9月発行新株予約権」「平成25年9月発行新株予約権」「平成26年9月発行新株予約権」「平成27年9月発行新株予約権」「平成28年9月発行新株予約権」の発行に際して、上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
3. 監査役が保有する新株予約権等は、第4回新株予約権を1名に対し10個（1,000株）となっております。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸橋友良	代表取締役社長	ゼビオ株式会社 代表取締役会長 株式会社 ヴィクトリア 代表取締役
北澤猛	取締役	クロステックスポーツ株式会社 監査役 株式会社 ファイティングロード 監査役 賽標（中国）体育用品有限公司 監査役 賽標（成都）体育用品有限公司 監査役 株式会社 ゼビオ コリア 監査役
谷代正毅	取締役	Berkeley Research Group 顧問
石綿学	取締役	弁護士 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社 ユナイテッドアローズ 社外取締役
太田道彦	取締役	
加藤則宏	常勤監査役	ゼビオ株式会社 監査役 ゼビオコーポレート株式会社 監査役
小谷野幹雄	監査役	公認会計士事務所 士長 小谷野認認会計士事務所 代表社員 小谷野公認税理士 監査役 株式会社 ヴィクトリア 監査役 日本システムウェア株式会社 社外取締役監査等委員会委員 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 監督役員
佐々木庸雄	監査役	税理士事務所 士長 佐々木庸雄税理士事務所 監査役 株式会社 マルタマ 社外監査役 協業組合 仙台清掃公社 社外監査役 社会福祉法人 三矢会 社外監査役

- (注) 1. 取締役谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小谷野幹雄氏、佐々木庸雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役佐々木庸雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	96百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役1名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し26百万円）が含まれております。
4. 上記の人数には、平成28年6月29日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、Berkeley Research Groupの顧問を兼務しております。
なお、当社は、Berkeley Research Groupとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士及び株式会社ユナイテッドアローズの社外取締役を兼務しております。
なお、当社は、森・濱田松本法律事務所及び株式会社ユナイテッドアローズとの間に特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、小谷野税理士法人代表社員、子会社株式会社ヴィクトリアの監査役、日本システムウェア株式会社の社外取締役監査等委員会委員、及び積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、小谷野公認会計士事務所、小谷野税理士法人、日本システムウェア株式会社、積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人との間に特別な関係はありません。
- ・監査役佐々木庸雄氏は、佐々木庸雄税理士事務所所長、株式会社マルタマの社外監査役、協業組合仙台清掃公社の社外監事及び社会福祉法人三矢会の社外監事を兼務しております。なお、当社は、佐々木庸雄税理士事務所、株式会社マルタマ、協業組合仙台清掃公社及び社会福祉法人三矢会との間に特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会24回に出席（出席率92%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役太田道彦氏は平成28年6月29日就任以降、当期開催の取締役会19回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i 取締役及びすべての使用人が、法令・定款及び社是を遵守した行動をとるため、行動規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ii 代表取締役はグループ業務管理担当の執行役員をコンプライアンス委員会の委員長に任命し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する機関を設けるとともに、全ての使用人への周知徹底を図っております。
- iii 監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動状況を定期的に取り締り役会及び監査役会で報告しております。
- iv 法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用人が告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定するとともに、相談窓口（コールセンター）を設けております。

<運用状況>

法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、管理系業務を専門に行う子会社の総務、法務、人事及び内部監査を事務局とするコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施いたしました。また、当該委員会で討議された内容は取締役会へ報告いたしました。なお、使用人に対しては、法務担当による集合研修並びにeラーニングを導入し、継続的な教育を実施しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。
- ii 文書管理規程により、前項の文書等は、取締役及び監査役に対し常時閲覧可能としております。

<運用状況>

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等重要書類について法令並びに当社文書管理規程に基づく保存期間を設定し、適切に保存しております。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- i コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスク管理については、各々「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。

- ii ガバナンス体制及びリスク管理体制の強化を目的としてグループ経営統括担当の執行役員を配置し、リスク管理体制の充実・強化を進めております。
- iii 当社各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、リスク管理体制を確立しております。
- iv 経営危機発生等の有事の際には、危機管理対策本部の立ち上げによる迅速かつ的確な対応を行う体制を整備している他、平時は、内部監査室が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会で報告しております。

<運用状況>

リスク管理を適切に行う為に「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ規程」を制定し、社内イントラネットにて周知を図っております。また、業務執行上の重要な意思決定ないし業務遂行等に内在するリスクについては、内部監査室が各担当のリスク管理状況を監査し、グループに共通する経理、人事管理、法務等の間接部門がそれぞれ想定されるリスクを分析し、取締役会及び監査役会に対して必要な報告を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会による中期経営計画の策定や経営指標の策定を行うとともに、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議及び取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューの実施を行っております。
- ii グループに共通する経理、人事管理、法務等の間接業務については、専門の子会社がその業務を担当し効率化を図るとともに、2014年10月からグループ共通の会計管理システムを導入し、順次グループ各社の会計システムの共通化を進めております。

<運用状況>

当社は取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を経営会議または執行役員に委任し、効率的な意思決定を行っております。当事業年度は取締役会を26回開催し、予算策定、事業グループの組織再編、設備投資等について審議を行いました。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i グループ各社における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を整備するとともに、子会社管理のグループ経営統括担当の執行役員の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、グループ各社は業績、財務状況その他の重要事項について、当社に都度報告する体制となっております。
- ii 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社に対しては当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築させるとともに、役員の派遣を通して組織的な管理体制を強化しております。

- iii グループ各社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、事業内容や規模等に応じて執行役員制度の導入を認めるなど、グループ経営の適正かつ効率的な運用を図っております。
- iv 当社取締役、執行役員及びグループ各社の代表取締役社長は、各担当、各会社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取り組んでおります。
- v 内部監査室は、定期または不定期にグループ各社の業務監査及び内部統制監査を実施し、その結果を当社取締役会及び連結監査役会で報告しております。

<運用状況>

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社のグループ経営会議や取締役会での報告を義務とし、その遂行を事前に承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、命令を受けた職員は監査役の指示に従いその職務を行うものとします。
- ii 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

<運用状況>

監査役は必要に応じ内部監査室所属の職員に対し、必要事項を命令でき、命令を受けた職員は平時の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- i 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、リスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
 - ii 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当該報告者と監査役との協議により決定しております。
 - iii 定期的開催する連結監査役会において、グループ会社の監査結果が内部監査スタッフ及び子会社の監査役から報告されております。

- iv グループに共通する内部通報に関する窓口である総務部門は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、通報者の匿名性に必要な処置をした上で定期的に当社取締役、監査役に報告しております。
- v 監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対して、そのことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底しております。
- vi 監査役の職務の執行に係る費用については、監査役の年度監査計画に応じた費用を予算化しており、緊急の費用等についても、監査役の求めに応じた適正な支出を可能としております。

<運用状況>

当社グループ各社の内部監査結果並びに監査役監査の結果は、連結監査役会において報告しております。また、当社グループの各社は、内部通報制度を整備し、その運用状況については、各社取締役または監査役に報告しております。なお、通報者の匿名性を確保したうえで、不当な取り扱いを行った事実はありません。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役及び重要な各使用人への個別ヒヤリングの機会を持つとともに、重要な会議への出席を可能としています。
- ii 代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

<運用状況>

取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解が深まるよう、監査役監査の環境整備に努めております。また代表取締役は、社外監査役を含めた監査役との間で、適宜、意見・情報交換を実施する為、「ガバナンス委員会」を実施しました。また、会計監査人とはレビューミーティング等を開催しました。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を排除することが、企業の社会的責任であることを認識し、全従業員が守らなければならない指針として「ゼビオグループ行動規範」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ取り組んでおり、その整備状況は次のとおりです。

- ・当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「危機管理マニュアル」で具体的対応策を規定するとともに、全店長会議等、研修の機会を通じ不当要求への対応教育を実施しております。
- ・反社会的勢力への対応に関する連携機関として、警察、暴力追放センター、弁護士等との協力のもと、不当要求に関する情報収集を行っております。
- ・不当要求防止責任者講習会への参加を推奨し、本社、営業店舗、エリア単位での反社会的勢力の排除に向けた組織体制を構築しております。

⑩適正な財務報告を確保するための体制

「金融商品取引法」及び平成19年2月15日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に行うこととします。

連結財務報告書を迅速に作成するため、評価対象とすべき財務報告の範囲については、企業集団各社の財務報告リスク調査及び特別リスク調査を基準に、また重要拠点については連結売上高を基準に決定しており、その具体的範囲は財務諸表の勘定科目、当社及びグループ各社、主要な業務プロセスとなっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設及び改装や増床への投資、②新規事業への投資、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資などに活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	117,908	流 動 負 債	63,761
現金及び預金	25,226	支払手形及び買掛金	17,576
受取手形及び売掛金	19,071	電子記録債務	28,853
営業貸付金	1,826	短期借入金	190
商 品	64,349	未払法人税等	3,046
繰延税金資産	1,587	賞与引当金	1,224
その他	6,470	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△623	ポイント引当金	1,593
		その他	11,261
固 定 資 産	70,836	固 定 負 債	8,203
有 形 固 定 資 産	39,391	リース債務	2,719
建物及び構築物	17,453	繰延税金負債	91
土地	15,484	退職給付に係る負債	756
リース資産	2,554	役員退職慰労引当金	59
建設仮勘定	124	資産除去債務	4,139
その他	3,774	その他	437
無 形 固 定 資 産	6,470	負 債 合 計	71,965
のれん	3,586	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,626	株 主 資 本	115,701
その他	1,257	資本金	15,935
投 資 そ の 他 の 資 産	24,973	資本剰余金	16,149
投資有価証券	1,058	利益剰余金	89,353
長期貸付金	39	自己株式	△5,736
繰延税金資産	2,455	その他の包括利益累計額	643
差入保証金	4,025	その他有価証券評価差額金	280
敷金	14,068	為替換算調整勘定	587
投資不動産	1,729	退職給付に係る調整累計額	△224
退職給付に係る資産	595	新 株 予 約 権	433
その他	1,070	非 支 配 株 主 持 分	1
貸倒引当金	△68	純 資 産 合 計	116,779
資 産 合 計	188,744	負 債 純 資 産 合 計	188,744

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		223,353
売上原価		134,181
売上総利益		89,171
販売費及び一般管理費		81,743
営業利益		7,428
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	17	
不動産賃貸料	743	
業務受託料	359	
その他	297	1,530
営業外費用		
支払利息	10	
為替差損	315	
不動産賃貸費用	697	
業務受託費用	383	
その他	53	1,459
経常利益		7,499
特別利益		
固定資産売却益	293	
受取保険金	372	665
特別損失		
固定資産除却損	118	
減損損失	1,151	
災害による損失	318	
店舗閉鎖損失	1	1,589
税金等調整前当期純利益		6,575
法人税、住民税及び事業税	3,949	
法人税等調整額	△357	3,591
当期純利益		2,983
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△8
親会社株主に帰属する当期純利益		2,991

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	15,935	16,154	87,923	△4,994	115,018
会計方針の変更による 累積的影響額			9		9
会計方針の変更を反映し た当期首残高	15,935	16,154	87,932	△4,994	115,028
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,571		△1,571
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,991		2,991
自己株式の取得				△742	△742
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△5			△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△5	1,420	△742	673
平成29年3月31日残高	15,935	16,149	89,353	△5,736	115,701

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成28年4月1日残高	234	549	△502	282	336	10	115,647
会計方針の変更による 累積的影響額							9
会計方針の変更を反映し た当期首残高	234	549	△502	282	336	10	115,657
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,571
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,991
自己株式の取得							△742
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	45	37	277	361	96	△8	448
連結会計年度中の変動額合計	45	37	277	361	96	△8	1,122
平成29年3月31日残高	280	587	△224	643	433	1	116,779

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務に執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

ゼビオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤	則宏	Ⓔ
社外監査役	小谷野	幹雄	Ⓔ
社外監査役	佐々木	庸雄	Ⓔ

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,179	流動負債	945
現金及び預金	1,400	未払金	505
電子記録債権	578	未払法人税等	156
関係会社短期貸付金	19,071	前受収益	192
前払費用	143	賞与引当金	10
繰延税金資産	49	役員賞与引当金	15
未収の他金	2,931	その他	65
貸倒引当金	△2	固定負債	855
		退職給付引当金	4
		役員退職慰労引当金	59
固定資産	82,173	預り保証金	96
有形固定資産	15,562	資産除去債務	681
建物	8,542	その他	13
構築物	209		
工具、器具及び備品	145	負債合計	1,801
土地	6,619		
建設仮勘定	41	純資産の部	
その他	3	株主資本	103,838
無形固定資産	1,371	資本金	15,935
ソフトウェア	1,371	資本剰余金	16,154
その他	0	資本準備金	15,907
投資その他の資産	65,240	その他資本剰余金	247
投資有価証券	901	利益剰余金	77,485
関係会社株式	52,397	利益準備金	802
長期貸付金	26	その他利益剰余金	76,682
関係会社長期貸付金	7,350	別途積立金	72,050
前払年金費用	3	繰越利益剰余金	4,632
繰延税金資産	2,075	自己株式	△5,736
差入保証金	14	評価・換算差額等	280
敷投資不動産	1,062	その他有価証券評価差額金	280
投資不動産	1,601	新株予約権	433
その他の他金	420	純資産合計	104,552
貸倒引当金	△613	負債純資産合計	106,353
資産合計	106,353		

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		11,143
営業費用		5,392
営業利益		5,750
営業外収益		
受取利息	248	
受取配当金	16	
為替差益	26	
不動産賃貸料	423	
貸倒引当金戻入額	84	
その他	17	
		816
営業外費用		
支払利息	34	
不動産賃貸費用	394	
その他	2	
		431
経常利益		6,134
特別利益		
固定資産売却益	284	
		284
特別損失		
固定資産除却損	3	
貸倒引当金繰入額	132	
関係会社株式評価損	4,046	
		4,181
税引前当期純利益		2,237
法人税、住民税及び事業税	330	
法人税等調整額	66	
		396
当期純利益		1,840

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年4月1日残高	15,935	15,907	247	16,154
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成29年3月31日残高	15,935	15,907	247	16,154

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
平成28年4月1日残高	802	72,050	4,363	77,215	△4,994	104,311
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△1,571	△1,571		△1,571
当期純利益			1,840	1,840		1,840
自己株式の取得					△742	△742
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	269	269	△742	△472
平成29年3月31日残高	802	72,050	4,632	77,485	△5,736	103,838

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金			
平成28年4月1日残高	234	234	336	104,883
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,571
当期純利益				1,840
自己株式の取得				△742
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	45	45	96	142
事業年度中の変動額合計	45	45	96	△330
平成29年3月31日残高	280	280	433	104,552

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (昭和39年8月28日)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社代表取締役会長 株式会社ヴィクトリア代表取締役	1,173,250株
2	北澤猛 (昭和25年11月4日)	昭和49年4月 株式会社トーマン入社 平成12年4月 上海トーマン社社長 平成16年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 平成20年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] クロステックスポーツ株式会社監査役 株式会社ファイティングロード監査役 賽標（中国）体育用品有限公司監事 賽標（成都）体育用品有限公司監事 株式会社ゼビオコリア監事	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	谷代正毅 (昭和18年12月11日)	昭和42年 4月 株式会社日本興業銀行入行 平成 5年 6月 同行ロサンゼルス支店長 平成 8年 6月 同行常任監査役 平成11年 6月 同行常務執行役員 平成14年 4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 平成16年 6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年 6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] Berkeley Research Group 顧問	0株
4	石綿学 (昭和45年11月16日)	平成 9年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成 9年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 平成20年 6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役	0株
5	太田道彦 (昭和27年12月8日)	昭和50年 4月 丸紅株式会社入社 平成20年 4月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 平成21年 6月 同社代表取締役常務執行役員 平成22年 4月 同社代表取締役専務執行役員 平成24年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成25年 4月 同社副社長執行役員アセアン支配人 東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長 平成26年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年 4月 同社副会長 平成28年 6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 該当事項はありません。	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は社外取締役候補者であります。谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者の選任理由
諸橋友良氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
北澤猛氏につきましては、商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただいたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年間であります。
石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年間であります。
太田道彦氏につきましては、これまでに総合商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他の事業展開に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
なお、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役佐々木庸雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社 株式の数
たか 久 とし お 高 久 敏 雄 (昭和24年4月1日)	昭和42年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 築館税務署署長 平成14年7月 大田原税務署署長 平成15年7月 仙台国税局総務部会計課長 平成17年7月 仙台国税局総務部次長 平成19年7月 仙台北税務署署長 平成20年7月 同署退官 平成20年8月 税理士登録 高久敏雄税理士事務所所長 平成27年9月 ゼビオ株式会社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 税理士 高久敏雄税理士事務所所長 医療法人新生会佐藤病院監事 株式会社猪俣会計センター代表取締役	0株

- (注) 1. 高久敏雄氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高久敏雄氏は、社外監査役候補者であります。
4. 高久敏雄氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。高久敏雄氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月29日開催の第44回定時株主総会において補欠監査役に選任されました高久敏雄氏を、第2号議案において監査役候補者として上程しているため、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社 株式の数
菅野仁 (昭和26年9月23日)	昭和45年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 仙台国税局広報室長 平成15年7月 仙台国税局事務管理課長 平成17年7月 水沢税務署署長 平成18年7月 仙台国税局法人税課長 平成20年7月 仙台国税局課税総括課長 平成21年7月 仙台国税局課税第一部次長 平成23年7月 仙台北税務署署長 平成24年7月 同署退官 平成24年8月 税理士登録 菅野仁税理士事務所所長 平成27年9月 ゼビオコーポレート株式会社監査役（現任） [重要な兼職の状況] 税理士 菅野仁税理士事務所所長 福島信用金庫員外監事 株式会社Office KANNO代表取締役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅野仁氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 菅野仁氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は税理士としての専門知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。菅野仁氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めな
いときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用す
る。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会におい
て承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の
日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日
の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他
これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において
必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式
300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総
数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての
新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割
当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受け
ることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権
に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券
取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を
乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に
終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の
算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年以内

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員もしくは連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他の理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てた新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

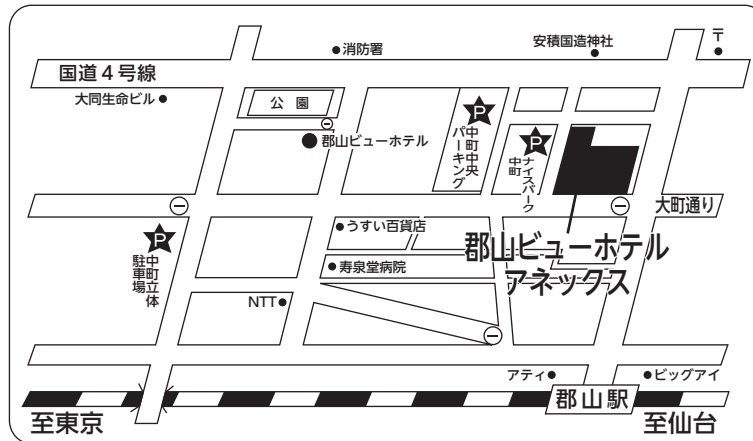
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

第45回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※ホテル駐車場は、ご利用いただけません。
お車でお越しの際は、地図に記載の駐車場をご利用下さい。

<交通のご案内>

- JR郡山駅より徒歩で約5分
- 東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分